

# 和泉市立いぶき野小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 この会は、和泉市立いぶき野小学校 P T A と呼ぶ。

第 2 条 この会は、事務局を和泉市立いぶき野小学校に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

第 3 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会に於ける児童の幸福な成長を図ると共に、会員相互の修養を高めることを目的とし、会員の総意によって民主的に運営され、特定の政党、宗派にかたよる活動や、もっぱら営利を目的とする行為を行わない。

第 4 条 この会は、前条の目的を遂げるために、主に、次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連携により、児童の生活を高める。
2. 児童の生活環境を良くする。
3. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
4. 会員相互が、広い視野をもつよう修養と研修を深める。

## 第 3 章 会員

第 5 条 この会の会員は、いぶき野小学校に在籍する児童の保護者と勤務する教職員とする。

第 6 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。  
会費は、児童 1 人当たり月額 1 0 0 円とする。

第 7 条 この会の会員は、和泉市 P T A 協議会・大阪府 P T A 協議会及び全国 P T A 協議会の会員となる。

第 8 条 この会の会員は、すべて平等な権利と義務を有する。

## 第 4 章 総会

第 9 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高の決議機関であって、定期総会・臨時総会とする。

1. 定期総会は、年度初めに開催する。
2. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、または、会員の三分の一以上の要請があった時、開催する。

第 10 条 総会は、会員数の三分の一以上（委任状を含む）の出席により成立する。

第11条 総会の議案は、出席者の過半数でもって議決する。

第12条 会長の専決処分は、次の通りとする。

1. 総会が定足数に達しないとき、会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、又は総会において議決すべき事項を議決しないときは、会長は、その議決すべき事項を処分することができる。
2. 前項の規定による処置については、会長は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第13条 総会の議案は、次の事項とする。

1. 会計監査を経た収支決算の承認。
2. 新年度役員承認。
3. 新年度の事業計画及び予算の承認。
4. 規約の改正、その他、重要事項。

## 第5章 役員（会）

第14条

1. この会には、次の役員を置く。会長1名、副会長若干名、書記若干名、会計若干名（内教員1名）。
2. この会には、必要に応じて顧問を置くことができる。

第15条 役員任期は、1年とするが、再任を妨げない。

第16条 役員選出及び、顧問の設置については、細則で定める。

第17条 役員職務は、次の通りとする。

1. 会長は、会を代表し、会務を統括し、総会・役員会・実行委員会を召集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は、各種集会を通知し、その議事及びその他、本会全般の活動状況を記録保管をする。
4. 会計は、予算に基づいて会計事務を処理し、総会において、監査を経た決算報告をする。
5. 役員会では、実行委員会等で審議する原案の検討をする。
6. 総会の議長は、役員がつとめる。

## 第6章 実行委員（会）

第18条 実行委員会は、役員・監査委員・校長・教頭・教務によって構成する。ただし首席が配置される年度については、首席も実行委員会の構成員とする。

第19条 専門委員会の代表の選出は、細則で定める。

第20条 実行委員会の任務は、次の通りとする。

1. 規約並びに総会の決議に従って本会の実務を処理する。
2. 実行委員会は、次の委員会活動を企図する。  
    広報委員会 文化委員会 保健体育委員会  
    生活委員会 環境・安全委員会
3. 総会に報告する議案及び報告書を作成する。
4. 各委員会によって立案された事業計画を審議、検討し調整する。

第21条 実行委員会は、原則毎月1回開催する。又、会長が必要と認めた時、構成員の三分の一以上の要請があった時、開催する。顧問は必要に応じて参加することとする。

第22条 実行委員会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

第23条 実行委員会の議案は、出席者の過半数で議決する。

## 第7章 専門委員（会）

第24条 この会に次の専門委員（会）を置き、各専門委員会は、担当事項の検討・実施を行う。

- イ. 広報委員会
- ロ. 文化委員会
- ハ. 保健体育委員会
- ニ. 生活委員会
- ホ. 環境・安全委員会

第25条 専門委員会には、正・副委員長を置く。各専門委員会には、教員が、参加することができる。

第26条 専門委員の選出は、細則で定める。

第27条 専門委員の任期は、1年とするが再任を妨げない。

## 第8章 監査委員

第28条 この会の運営等を監査するために、2名の監査委員を置く。

第29条 監査委員の選出は、細則で定める。

第30条 監査委員は、役員会に出席して、随時監査を行い、総会に於いて報告する。

第31条 監査委員の任期は、1年限りとする。

## 第9章 会計

第32条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、及びその他の収入によって支弁される。

第33条 この会の会計は、総会で承認された予算に基づいて行われる。

第34条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第35条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第36条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第 1 0 章 細 則

第37条 この会の運営に関し必要な事項は、この会の規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て、細則として定めることができる。

## 第 1 1 章 改 正

第38条 この規約は、総会において、出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。

## 第 1 2 章 委 任

第39条 この規約に定めのない事項又は必要な事項は、実行委員会において定める。

## 第 1 3 章 表 彰 お よ び 慶 弔

第40条 表彰および慶弔については、規定を別に実行委員会において定める。

## 付 則

- ・ この規約は、平成5年1月27日より施行する。
- ・ P T A 行事・活動等における災害による本 P T A の賠償については、本 P T A が加入している保険以外は支弁しない。

規約施行	平成	5年	4月	1日
規約改正年月日	平成	7年	4月	28日
	平成	8年	4月	27日
	平成	11年	4月	23日
	平成	12年	4月	27日
	平成	19年	4月	28日
	平成	28年	4月	23日
	令和	3年	6月	7日
	令和	5年	5月	18日
	令和	6年	3月	18日

## 細則

### 第 1 章 役員・監査委員の選出・承認及び職務

- 第 1 条 規約第 14 条及び第 28 条に基づき、役員・監査委員の候補者を選出するために、推薦委員会を置く。顧問の任免は、会長がこれを行う。
- 第 2 条 推薦委員会は、その年度の実行委員会の構成員でもって組織する。委員数は、若干名とする。
- 第 3 条 推薦委員会は、年度末までに各役員・監査委員の候補者を推薦する。必要に応じて公募を経て選出をする。推薦・公募を問わず、候補者の決定は当該年度の本部役員・監査委員の全会一致による。
- 第 4 条 役員・監査委員は、総会の承認を得て就任する。
- 第 5 条 会長・副会長は、規約第 17 条に記載のもの他、校区一体子育ての会や和泉市 PTA 協議会の会議や夜回りへの参加等、夜間の職務を担うものとする。

### 第 2 章 専門委員の選出

- 第 5 条 規約第 24 条に基づき、会長は、選定委員会を設置し専門委員を選出する。
- 第 6 条 専門委員は、公募を経て選出された委員と学級から選出された委員により、構成される。
- 第 7 条 選定委員会は、その年度の実行委員会の構成員でもって組織する。
- 第 8 条 選定委員会は、この細則に基づき専門委員の選出を行う。
1. 専門委員を公募する。
  2. 専門委員に立候補する会員は、立候補届けに所定事項を記入し定められ期日までに、選定委員会に届け出るものとする。届出期間及び定員は、選定委員会で定めるものとする。
  3. 専門委員の立候補が定数以上の場合、選定委員会は立候補者の地域及び学級を考慮し、抽選によって決定する。
  4. 立候補がない場合又は定員に満たない場合は、選定委員会で委員を選出する。
  5. 専門委員の欠員に備え、若干名の補欠を選出し、各専門委員会で欠員が出た場合は補欠の上位者が当該専門委員会に所属するものとする。

### 第 3 章 委員会の代表の選出

- 第 9 条 各委員会の代表（委員長・副委員長）は、委員の互選により選出する。

## 第4章 特別（クラブ）活動

- 第10条 規約3条及び4条4項に基づき、いぶき野小学校PTA特別（クラブ）活動は会員相互の親睦と文化的素養および体力の向上をはかることを目的とする。
- 第11条 会員は、代表者を含め5名以上の会員の同意により、会長にクラブ設立の趣意書を提出し設立の要請をすることができる。
- 第12条 会長は、実行委員会の同意をもとにクラブ設立の許可を出すことができる。
- 第13条 代表者は、クラブ設立の旨を全会員に告知すると共に、全会員を対象として参加者を募るものとする。
- 第14条 特別（クラブ）活動は、3月31日で終わるものとする。継続した活動は毎年4月1日から4月15日の間に再度、趣意書を提出するものとする。
- 第15条 特別（クラブ）活動の実施については、学校の教育活動に支障のない範囲で行うものとする。
- 第16条 学校の施設利用に際しては、学校長の許可を得るものとし、施設・物品等の損壊については、参加者がこれを弁済する。
- 第17条 運営費は、特別（クラブ）活動参加者の自己負担とする。
- 第18条 会長は、会費収入の1%を限度として、特別（クラブ）活動運営費を会費より支出することができる。
- 第19条 特別（クラブ）活動における災害による賠償は、本PTAが加入している保険の範囲内とする。

付則 1. この規定の改正については、実行委員会の承認を得なければならない。

細則改正年月日	平成	6年	12月	10日
	平成	7年	8月	20日
	平成	8年	2月	20日
	平成	11年	4月	23日
	令和	5年	10月	14日
	令和	6年	12月	14日